

資料－6

令和6年2月14日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島
県知事漁獲可能量の運用について（報告）

鹿児島県商工労働水産部水産振興課

くろまぐろに関する令和5管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

1 概 要

県留保枠から配分を行い、くろまぐろ（小型魚）における知事管理漁獲可能量を変更したものの。

2 県留保枠からの配分

(1) 配分根拠

鹿児島県資源管理方針別紙1－3に準ずる。

(2) R5管理年度の当初配分シェア

定置漁業：その他の漁業＝79：21

(3) 各管理区分への配分

① 県留保枠の配分：2.3トン

小型魚の県留保枠2.4トンのうち、0.1トンを残した2.3トンから配分する。

② 各管理区分への配分

定置漁業：1.8トン

その他の漁業：0.5トン

③ 変更後の数量

(トン)

管理区分	現 行	変更後
鹿児島県定置漁業（上半期）	11.6t	5.8t (残り5.8tは 下半期へ繰越)
鹿児島県定置漁業（下半期）	5.2t	12.8t (県留保枠1.8t +繰越5.8t追加)
鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚)漁業（上半期）	2.7t	0.2t (残り2.5tは 下半期へ繰越)
鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚)漁業（下半期）	1.8t	4.8t (県留保枠0.5t +2.5t追加)
県留保枠	2.4	0.1 (配分残)

3 対 応

- ・ 1月24日付けにて県HPへ掲載・公表，国や関係漁協，団体へ通知済み。
- ・ 2月2日付けで県公報により告示済み。